

建築設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

- 1 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- 2 質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び共通仕様書（以下「仕様書等」という。）は、相互に補完するものとする。
- 3 受注者は、前項の規定により難しい場合又は仕様書等に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。
- 4 契約書中「設計図書」とあるのは「仕様書等」と読み替える。

第2章 設計業務の範囲

- 1 設計業務の範囲は、特記によるものとし、内容は、特記及び令和6年国土交通省告示第8号別添1に掲げるものを基本とする。
- 2 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、仕様書等に定めがある場合を除き、契約締結後7日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、業務代理人が設計業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

3. 2 適用基準等

- 1 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
- 2 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ、調査職員と協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 3 再委託

- 1 受注者は、契約書第6条の規定にかかわらず、設計業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理を再委託してはならない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場

合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。

3. 4 調査職員

- 1 契約書中「監督員」とあるのは「調査職員」と読み替える。
- 2 発注者は、契約書の規定に基づき、調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 3 調査職員は、契約書及び仕様書等（以下「契約図書」という。）に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3. 5 業務代理人

- 1 受注者は、契約書の規定に基づき、業務代理人を定め発注者に通知しなければならない。
なお、業務代理人は、日本語に堪能でなければならない。
- 2 業務代理人の資格要件は、特記による。
- 3 業務代理人は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 4 業務代理人は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3. 6 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務実施方針
 - (2) 業務工程表
 - (3) 業務実施体制
- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 7 貸与品等

- 1 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
- 2 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。

- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

3. 8 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 9 関係官公庁への手続等

- 1 受注者は、設計業務の実施に当たって、発注者が行う関係官公庁等への手続に協力しなければならない。
- 2 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。

3. 10 打合せ及び記録

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 11 検査

- 1 受注者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整理し、調査職員に提出しなければならない。